

議案第 36 号

つくば市水道事業及び下水道事業設置等条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 2 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市水道事業及び下水道事業設置等条例の一部を改正する条例

つくば市水道事業及び下水道事業設置等条例（平成14年つくば市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第243条の 2 の 8 第 8 項」を「第243条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月24日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の改正に伴い、当該改正箇所を引用している条文があるため、この条例案を提出するものである。

つくば市水道事業及び下水道事業設置等条例（平成14年つくば市条例第59号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条—第4条（略） （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。 第6条 （以下略）	第1条—第4条（略） （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。 第6条 （以下略）

議案第 36 号

つくば市水道事業及び下水道事業設置等条例の一部 を改正する条例についての説明資料

つくば市上下水道局水道総務課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）が公布され、改正後の地方自治法の条項に合わせて、該当箇所の条項改正を行うものである。

なお、改正法は、地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 7 年政令第 396 号）が公布されたことに伴い、令和 8 年 9 月 24 日から施行される。

○ 他自治体の状況等

他事業体も同様の取扱いとする改正を行う予定である。

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

- ・ 地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）（令和 6 年 6 月 26 日公布）
- ・ 地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 7 年政令第 396 号）（令和 7 年 11 月 28 日公布）

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

地方自治法の改正に伴い引用規定の整合性を図ることにより、本条例の適法性が担保される。